

「一般意志」再考

世話人：鳴子博子（岐阜聖徳学園大学）

司会：宇野重規（東京大学社会科学研究所）

報告者：関谷昇（千葉大学）・梅田百合香（桃山学院大学）

討論者：仲正昌樹（金沢大学・非会員）・鳴子博子（岐阜聖徳学園大学）

本セッションは、以下の三著作を議論の出発点に置き、「一般意志」考を深めるために企画された。①仲正昌樹『今こそルソーを読み直す』NHK出版・生活人新書、2010、②東浩紀『一般意志2. 0—ルソー、フロイト、グーグル』講談社、2011、③鳴子博子『ルソーと現代政治—正義・民意・ジェンダー、権力』ヒルトップ出版、2012がそれである。

報告者には三著を踏まえつつ、それぞれの「一般意志」論を展開してもらい、著者は討論者として議論に加わり、議論の活性化、深化を目指した。司会の宇野重規が的確に指摘した通り、討論者も含めて四者四様の「一般意志」が語られ、フロアとの質疑応答が行われた。四者四様の議論は盛りだくさんで、時間の制約もあって議論が十分に尽くされたとは言えない。今後、いかなる形で議論を深めてゆかが課題である。それゆえ、本事後報告では、当日の報告、討論を再構成して、重要と思われる内容を四者が各自まとめた。時間の関係上、割愛した部分を付け加えている場合もある点をお断りするとともに、フロアとの質疑応答については各自の判断で記録することとしたため、全体を網羅していない点をご容赦いただきたい。なお、当日の時間配分は報告者、各25分、討論者、各20分であり、質疑応答は30分以上確保した。フロアの参加人数は約35人であった。

1. 関谷昇報告要旨

ルソーの「一般意志」と「人民集会」の可能性

——アルトジウスの人民主権論を参照軸として

主権論と政府論とを区別し、人民全体が主権の担い手であると考えている点で、アルトジウスとルソーは共通していると言えるが、その具現化の過程は大きく異なっている。アルトジウスは、団体論的かつ積み上げ型の多層的秩序を構想することで、人民主権を分権と自治によって具現化しようとした。これに対してルソーは、諸団体間における党派化の回避と相互性なき自己という純化の方法に導かれながら、一般意志が発見されるプロセスを通じて人民主権を具現化しようとした。ルソーの一般意志論は、『社会契約論』第一・第二篇において構成原理の構築という点に比重が置かれていたのに対し、第三篇以降では批判原理として展開され、その具現化が模索されている。その具現の場合こそ人民集会に外ならないが、そこで人民は、政府の妥当性を問うことを通じて一般意志を発見するとされる。それは、人民による立法というよりは、法案への承認と政府の検証に重きが置かれているものであり、妥当性が批判的にとらえられることによって、一般意志を見出していく

というものである。その視点は、ジュネーヴの具体的状況下において執筆された『山からの手紙』にも継承されている側面である。とりわけ総会を開催するための意見提出権を死守しようとしたことは、それが個人の意見をそれ自体として表出させうるものだからであり、法の維持を目的として人民と政府を同じ方向に向かわせる契機になるものだったからである。ルソーに対する同時代的批判は、もっぱら人民への不信と政府を転覆させる急進性に由来していたが、この純化を基礎にした意見提出と人民集会が含意しているのは、人民個々人の批判的な判断が一般意志を結果的に発見することにつながり、法の維持という目的に合致することになるという点である。互いに影響を与えあふ熟議とは異なり、純化を通じた意見の表出とその集積がもたらす意味、そこにルソーの一般意志論が持つ現代的意義があると思われる。

2. 梅田百合香報告要旨

ルソーの一般意志と自由意志論—ホッブズとの対抗と市民宗教

ルソーは、政治権力と教会権力の対立問題の洞察においてホッブズを高く評価し、自らの社会契約論の論理の出発点に自然権を置き、ホッブズの世界契約論の基本的枠組を継承した。しかし他方で、ホッブズが契約を結ぶ際に自己保存権を留保するのに対し、ルソーは権利だけでなく自分自身をも共同体に譲渡する全面的譲渡という構想を打ち出し、ホッブズの世界契約論に原理的な対決を挑んだ。ここで鍵となるのが両者の自由意志論への態度の相違である。本報告では、自由意志の存在を強調するルソーの立場に注目して、これを否定するホッブズとの対抗を見ながら、次の三点からルソーの一般意志と社会契約論の特徴を明らかにすることを試みた。

第一に、自然状態を戦争状態とするホッブズと平和な状態とするルソーとの相違、および神義論問題で神の全能性を強調するホッブズと神の善性を主張するルソーの相違を確認することにより、現実の社会の不平等性を是認する面をもつホッブズの世界契約論へのルソーの痛烈な批判の論理を明らかにした。第二に、ルソーの一般意志と法の関係、および立法者と統治者の位置付けをホッブズと対比しながら考察することにより、ルソーが公教育によって祖国愛に燃える英雄的な市民の形成を目標としていたことを解明した。第三に、ルソーの人民には社会契約以前と以後の二つの意味があり（人民1と人民2）、契約後の人民2は主権者である市民の側面と国家の成員である臣民の側面の二つの要素から構成されていることを解明した。そのうえで、一般意志の具体化である法に拘束されるのは臣民であり、主権者である市民を拘束するためにルソーが案出したのが市民宗教であることを導き出した。ルソーは神の存在を信じることを告白する市民宗教を設定することで、主権者である市民が神の求める普遍的な正義に基づいて祖国の法を制定するよう方向づけ、同胞に限定された祖国愛をキリスト教の人類愛と接続し、政治的共同体（特殊社会）の排他的なナショナリズムを克服しようとした。ルソーの政治的國家は同時に「信仰告白」的共同体でもあるのである。

質疑応答ではフロアーから、ルソーに非ヨーロッパ世界への目配せはあったかという質問が出された。報告者は、有神論という特徴（限界）があるが、祖国愛と人類愛の接続を目指した市民宗教の論理のなかに、そうしたルソーのまなざしを見て取ることができるのではないかと回答した。

3. 仲正昌樹討論要旨

ルソーの政治思想は、二つの理想の間を揺れ動いているように思われる。野生人の生きる「自然状態」と、市民の生きる「社会状態」である。反省的自己意識の作用によって、自他の区別、所有観念を知ってしまった市民は、善悪を知らない野生人の幸福に回帰することはできない。『社会契約論』では、人々の合意によって「共同的自己」を創出し、その意志である「一般意志」に基づく統治を行うことで、「市民的自由」を保障する道が模索される。しかし、「共同的自己」を創出するには、先ず、人々が「一つの人民」にならねばならないが、何をもって、それまで相互の繋がりを持たなかった人たちが、「一つの人民」になったと言えるのか、その前提をめぐる問題がある。仮に、“みんな”の合意によって、前提を決めるとしても、人民が生まれる前の“みんな”とは誰かという問題が生じ、更に、その“みんな”を規定するための“みんな”の合意…というように、無限のループが続く。そういう形式面の問題に加えて、「一般意志」の表現としての「法」の下で生活したことのない人間が、どうして「法」によって統治されることを望むのかという認知面での問題もある。そこで、これから「人民」になるべき人々のために、未来を見通し、非党派的に「法」を起草する「立法者」が必要になる。しかし、仮に「立法者」が理想の「法」を定式化することができたとしても、その「立法者」の言葉を、法や権利の言語をまだ知らない素朴な人々がいかにして理解できるのか、という問題が出てくる。そこで、人々に法を受け容れさせることのできる、神々のごとき権威が必要になってくる。では、その権威はどこから調達すればいいのか？この難問を解決するためにルソーは、市民たちの内に、社会契約と法の神聖さに対する信仰を培う「市民宗教」を構想するに至る。「社会契約」を「市民社会」の外部から根拠付ける、超越者が必要になるわけである。ルソーは『社会契約論』を通して、人々が「一般意志」の下で「市民的自由」と「道徳的自由」を獲得する道筋を描き出したが、その過程で、人々の内に潜む「自然の残余」が障害として立ちはだかり、「自由」に反するよう見える装置が必要であることが明らかになってくる。このテキストは、「自由な市民」の共同体を探求することにまつわる逆説を、身をもって示している。そうした理論的困難を回避せず、挑み続けているところが、逆に魅力的である。

4. 鳴子博子討論要旨

国家創設時にルソーは少なくとも一回の全員一致がなければならないとする。反対者のいない全員一致を想定することの困難に私たちは直面する。しかしこの困難を氷解させる鍵が、ルソーのパトリ概念に隠されている。ルソーの中に、既存のキリスト教を紐帯とす

る故国・自然的なパトリ(第1のパトリ)と市民宗教(人民の神)を紐帯とする創り出すパトリ(第2のパトリ)という峻別すべき2つのパトリ概念がある。人格を奪われ奴隷状態に陥っている人々が第1のパトリの網目を脱出することが革命であり、革命は奴隷であった人々自身が遂行する自力救済である。しかしルソーは、人々がようやく抜け出てきた網目に再び囚われてしまわぬためには他力が必要であるとする。建国時には外部の第三者たる一時的介在者としての立法者が不可欠とされる。仮に当事者中の誰かが立法者になれば、立法者が国内に留まる限り上位者になってしまう。再奴隷化を阻止することは、あらゆる上位者を認めず、人民集会でのすべての人格の意志の表出から直接、一般意志(法)をつくり出すことによってしか可能ではない。立法者は建国の法(市民宗教)に再奴隷化阻止の要件を書き込み、結合体に生命を吹き込む。

第1のパトリの全住人が、創り出す第2のパトリのメンバーとなるわけではない。人々を奴隷状態に置く網目から抜け出ることを拒み、あるいは網目の再構築を企図する反革命の人々とのせめぎあい避けられない。創設される国家は、一部の者が他者に服従を強要する国家であるどころか自由であり続けることを目的とする自発的結社である以上、全員一致とは、人民の神を確かめるために自らの意志で集まってきた人々の全員一致を意味する。とすれば、当事者たちが集会し立法者の起草する市民宗教を受け入れる行為によって、人民は人民となるのであり、市民宗教の受容こそが最初の一般意志となる。ルソーはこれを各期の「種の完成」とみなす。爾後、一般意志(法)は、人民集会で人民自身が直接つくり出してゆくことになる。このアソシエーションは排他的と言えようか。

ルソーの国家構想は、現実の歴史に影響を及ぼし、フランス革命期に不完全であるものの、現れを見出すことができる。革命期にはロベスピエールが立法者の位置に立ったが、彼は要件を欠いた立法者(似非立法者)である。しかし最高存在の祭典で人々が人民の神を確認し合った時、人民は人民となったのであり、革命は真の意味で始まったと、私は考える。

以上